

第3章 環境影響評価

第1節 環境影響評価とは

環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

第2節 本県における環境影響評価制度の経緯

本県では、平成元年7月に環境影響評価制度化部内検討委員会を設置し、環境影響評価の制度化について検討を重ね、庁内及び国の関係機関との調整を経て、県内で行われる環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、一定規模以上の事業を対象とした「宮崎県環境影響評価要綱」を平成4年4月に告示し、同年10月から全面施行しました。

さらに、平成8年3月に制定された宮崎県環境基本条例第12条において「環境影響評価の推進」が明記され、これに基づいて平成9年に策定された「宮崎県環境基本計画」においても、「環境影響評価法」等との整合性の確保など、制度の充実が求められたため、平成12年3月に「宮崎県環境影響評価条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。

平成26年には、環境影響評価法の一部改正（平成23年）を踏まえ、宮崎県環境影響評価条例及び同条例施行規則を一部改正し、方法書説明会の開催義務化など手続の充実を図るとともに、風力発電所を対象事業に追加しました。（同年9月1日施行）

第3節 環境影響評価の実施状況

環境影響評価法及び宮崎県環境影響評価条例に基づく手続きのほか、公有水面埋立法等の個別法に基づくものを含め、平成26年度に県が審査等に関与した環境影響評価の実績は下表のとおりです。

環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施状況（平成27年3月末現在）

種類	事業の内容	実施主体	事業実施区域	手続状況
道路	都市計画道路 日南串間線（仮称）	国土交通省 九州地方整備局	日南市、串間市	方法書に対する 知事意見送付済 み（H13.9.6）
風力 発電所	中九州風力発電所設置事業	合同会社JRE 中九州風力	諸塚村、五ヶ瀬町	評価書手続終了 （H26.7.9） 事後調査手続中 （H29年3月まで）
風力 発電所	串間風力発電所（仮称） 設置計画	串間ウインドヒ ル（株）	串間市	方法書に対する 知事意見送付済 み（H25.6.18）

宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施状況（平成27年3月末現在）

種類	事業の内容	実施主体	事業実施区域	手続状況
廃棄物 処理施設	新エネルギーボイラー 設置	王子製紙（株）	日南市大字戸高1850 王子製紙（株）日南工場内	事後調査手続中 （H28年6月まで）

個別法に基づく環境影響評価の実施状況（平成26年度）

平成26年度は、公有水面埋立法等の個別法に基づく環境影響評価の案件はありませんでした。